

「緊急時対応」の確認項目①

| 大項目 | 小項目 | 主な確認の視点 |
|-------------|------------------------|---|
| A. 地域の概要 | 原子力災害重点区域の概要 | - |
| | 原子力災害重点区域周辺の人口 | - |
| | PAZ圏の昼間流入人口(就労者等)の状況 | - |
| B. 緊急事態対応体制 | 国、道府県及び関係市町村の対応体制 | ・国、関係道府県、関係市町村の対応体制が定められていること。 |
| | 国の職員・資機材等の緊急搬送 | ・国の職員・資機材等の緊急搬送の考え方が整理されていること。 |
| | オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策 | ・オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの場所が具体的に定められており、これらの施設の電源対策として概ね1週間稼働するための整備が行われていること。 ・オフサイトセンターに放射線防護対策工事が施されていること。 |
| | 連絡体制の確保 | ・通信体制を確保するため、一般回線のほか、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が複数整備されていること。 |
| | 住民への情報伝達体制 | ・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための現地における情報伝達手段が複数整備されていること。 |
| | 国の広報体制 | ・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための国、関係道府県等の情報伝達手段が複数整備されていること。 |
| | 国、県、関係市町村による住民窓口の設置 | ・住民のさまざまなニーズに対応した問い合わせ窓口が設置されていること。 ・住民からの問い合わせ支援体制が示されていること。 |

「緊急時対応」の確認項目②

| 大項目 | 小項目 | 主な確認の視点 |
|-------------------------|-------------------|--|
| C. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応 | 市町村における初動対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ圏内の予防的防護措置に備え、具体的な職員配置計画が示されていること。 ・PAZ圏内の予防的防護措置に備え、必要となるバス等の配車計画が示されていること。 |
| | 住民への情報伝達体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ圏内の予防的防護措置に備えた住民への情報伝達の手段が具体的に示されていること。 ・現地に配置された職員と市町村本部の連絡体制が示されていること。 |
| | 施設敷地緊急事態要避難者への対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。 |
| | 放射線防護対策施設の運用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難を行うことにより健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設へ収容するための運用方法が示されていること。 |
| | 必要となる輸送能力の見積 | <ul style="list-style-type: none"> ・「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両(バス、福祉車両(ストレッチャー対応、車いす対応)等)の見積が示されていること。 ・医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されていること。 |
| | 輸送能力の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。 |

「緊急時対応」の確認項目③

| 大項目 | 小項目 | 主な確認の視点 |
|-----------------------|---------------------------|---|
| D. PAZ圏内の全面緊急事態における対応 | PAZ圏内の住民の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・全面緊急事態におけるPAZ圏内の住民等の避難方法・避難先・避難経路等について、即時避難が可能となる具体的な計画が策定されていること。 ・住民の避難経路は複数設定されていること。 ・自家用車で避難できない住民等の避難に必要な輸送能力が確保されていること。 ・放射線防護対策施設の使用方法が定められていること。 |
| | PAZ圏内の住民への対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。 |
| | PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光客及び民間企業の従業員の対応策、避難方法、避難手段等が示されていること。 |
| | 必要となる輸送能力の見積 | <ul style="list-style-type: none"> ・「PAZ圏内の住民への対応策」を踏まえ、自家用車で避難できない住民数をもとに、車両の見積が示されていること。 ・「PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策」を踏まえ、移動手段を持たない人数をもとに、車両の見積が示されていること。 |
| | 輸送能力の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。 |
| | 避難を円滑に行うための対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難を円滑に行うための交通対策や、その他避難を円滑に行うための工夫が示されていること。 |
| | 自然災害等により避難先が被災した場合の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により、予め設定していた避難先施設が使用できない場合の対応策が示されていること。 |
| | 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により、道路等が通行不能になった場合の対応策(応急復旧策等)が示されていること。 |

「緊急時対応」の確認項目④

| 大項目 | 小項目 | 主な確認の視点 |
|----------------|-----------------|--|
| E. UPZ圏内における対応 | 一時移転等に備えた関係者の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・OILに基づく一時移転等に備えた関係者の対応体制が示されていること。 ・OILに基づく一時移転等に備えた車両確保の準備方法が示されていること。 |
| | 避難行動要支援者への対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、避難行動要支援者の状況に応じて、具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。 |
| | UPZ圏内の住民への対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。 |
| | 輸送能力の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時移転等で必要となる輸送能力の確保策が示されていること。 |
| | 他の地方公共団体からの応援計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合の応援計画が示されていること。 |

「緊急時対応」の確認項目⑤

| 大項目 | 小項目 | 主な確認の視点 |
|---------------------------|-----------------------------|--|
| F. 放射線防護資機材、物資、燃料 備蓄・供給体制 | 防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給・支援体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護資機材の備蓄・供給体制が整備されていること。 ・放射線防護資機材の供給のための一時集積拠点が示されていること。 ・関係団体からの支援体制が示されていること。 |
| | 避難等に備えた物資の備蓄・供給体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避に備えた関係市町の生活物資の備蓄・生活物資の確保策(流通備蓄等)・供給体制等が示されていること。 ・PAZ圏内避難時の避難先における生活物資等の備蓄・供給体制が示されていること。 |
| | 物資集積拠点・一時集結拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・物資供給の迅速性を高めるための物資集積拠点・一時集結拠点が示されていること。 |
| | 国による物資・燃料の供給体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・国における物資や燃料の供給体制が整備されていること。 |
| G. 緊急時モニタリングの実施体制 | 緊急時モニタリング体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・国、道府県、事業者等による緊急時モニタリング体制が示されていること。 ・緊急時モニタリングセンターの設置場所が示されていること。 ・緊急時モニタリング地点が示されていること。 ・モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト等に必要な電源確保策や通信回線強化策が示されていること。 |
| | 緊急時モニタリング実施計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング計画の内容が示されていること。 |
| | 一時移転等の実施単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・OILに基づく予防的防護措置を判断するための緊急時モニタリング地点と現状の避難計画で定められている避難の実施単位との紐づけの結果が示されていること。 |
| | 緊急時モニタリング動員計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの動員計画が示されていること。 |

「緊急時対応」の確認項目⑥

| 大項目 | 小項目 | 主な確認の視点 |
|----------------|---------------------------|--|
| H. 原子力災害時の医療体制 | 安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄状況等 | <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ圏内における安定ヨウ素剤の事前配布が実施されていることが示されていること。 ・UPZ圏内の一時移転等において、安定ヨウ素剤の緊急配布を行うための対応策及びこれに備えた備蓄状況が示されていること。 |
| | 避難退域時検査・除染の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査・除染場所及び基本活動フローが示されていること。 |
| | 原子力災害医療体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害体制が示されていること。 |
| I. 国の実動組織の支援体制 | 実動組織の広域支援体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・実動組織による広域支援体制が示されていること。 |
| | 施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態において、道府県、関係市町村、現地実動組織の連絡・調整の体制が示されていること。 |
| | 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応策が示されていること。 ・空路、海路による避難に備え、使用可能なヘリポート適地や港湾等が示されていること。 |
| | 自然災害等の複合災害で想定される実動組織の活動 | - |

避難計画の具体化について（PAZの施設敷地緊急事態の対応）

令和4年3月
内閣府（原子力防災担当）

原子力災害時に対応すべき主な事項について、整理・検討が必要な内容も含め以下にまとめた。

PAZ内の施設敷地緊急事態における対応**1. 初動対応**

警戒事態及び施設敷地緊急事態での職員配置計画（参集体制）の整理

- ✓ AL・SEの参集要員数
- ✓ 避難集合場所への職員派遣数

2. 住民への情報伝達

住民への情報伝達手段及び一時集合場所等の職員との連絡手段の整理

- ✓ 住民への情報伝達手段及び一時集合場所等の職員との連絡手段

3. PAZ内における避難体制

避難先までの避難フローを整理

- ✓ 一時集合場所
- ✓ 放射線防護対策施設
- ✓ 避難先
- ✓ 受入施設のマッチングが必要。
- ✓ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、避難に必要な体制が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避を実施。

4. 学校・保育所の児童等の避難

警戒事態になった時点で児童等の保護者への引き渡しを実施。保護者への引き渡しができない児童等は、職員等とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。

- ✓ 学校・幼稚園・保育所の児童及び職員数
- ✓ 学校・幼稚園・保育所の避難計画作成状況

5. PAZ内の医療機関・社会福祉施設の避難

あらかじめ定められた避難先施設等への避難。避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避を実施。

- ✓ 避難元の医療機関・社会福祉施設の定員数
- ✓ 避難先施設の受入見込人数
- ✓ 必要となる放射線防護対策施設数
- ✓ 医療機関・社会福祉施設の避難計画作成状況

6. 在宅の避難行動要支援者の避難

支援者の同行により避難可能な者は避難先へ移動。避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避を実施。

- ✓ 在宅の避難行動要支援者数及び支援者数
- ✓ そのうち、自家用車等で避難する人数・バスで避難する人数・安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避をする人数
- ✓ 避難先の受入見込人数
- ✓ 必要となる放射線防護対策施設数

7. 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

必要となるバス、福祉車両（車いす仕様・ストレッチャー仕様）が確保できているかを確認。

- ✓ SE要避難者（上記4～6の対象者及び妊婦等）の避難の実施に必要な車両の種類とその台数

8. 施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

協力機関等による確保車両台数を確認

- ✓ バス協会や日本原電等が保有する車両数

以上